

環境保全活動要請手順書

1 目的

佐賀市における物品及びサービスの調達先及び請負先並びに協力団体(サイト内の土地・建物を使用する団体及びサイト内で委託業務を行う団体)への環境保全活動要請について基本的な手順を定める。

2 適用範囲

対象とする要請等伝達先は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負先
- (2) 単価契約物品調達先
- (3) 委託業務先
- (4) 協力団体(サイト内の土地・建物を使用する団体及びサイト内で委託業務を行う団体)

3 伝達時期

要請等を伝達する時期は、次のとおりとする。

- (1) 環境マネジメントシステム運用開始時
- (2) 佐賀市指名業者登録時
- (3) 入札等参加資格審査申請受付時
- (4) 物品及びサービスの調達先及び請負先並びに協力団体(サイト内の土地・建物を使用する団体及びサイト内で委託業務を行う団体)が追加されたとき。
- (5) 環境方針等、伝達事項に変更が生じたとき。
- (6) その他、環境下水道部長、担当部長又は担当課長が特に必要と判断したとき。

4 環境保全活動要請項目

環境保全活動要請項目(以下「要請項目」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負関係
 - ・ 環境、建設関係法令を遵守し、工事に伴う公害の防止に努めること。
 - ・ 騒音、振動、粉塵を抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため、低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械を優先的に採用すること。
 - ・ 作業内容等の近隣への周知及び苦情に対する適切な措置に努めること。
- (2) 単価契約物品調達関係
 - ・ 環境や人の健康に影響を及ぼす物質の使用及び放出が削減されていること。
 - ・ 生産から使用、廃棄までのトータルで、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・ リユース又はリサイクルが可能であること、あるいは処理・処分しやすいこと。
 - ・ 再生材や再使用部品を多く使用していること。
 - ・ エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが表示されていること。

(3) 委託業者関係

- ・ 環境に配慮した物品等を使用すること。
- ・ 省資源、省エネルギー、リサイクルに配慮すること。
- ・ 環境汚染の防止に努めること。

(4) 協力団体関係(市役所・施設内の委託業者)

- ・ 市職員の環境保全活動にならない行動すること。
- ・ 作業手順を遵守すること。
- ・ 緊急事態が想定される作業に従事する者への訓練等を実施すること。
- ・ 業務を行う上で要求される知識及び技能、資格等を従業員に確実に取得させること。また、これらを有することを証する書面又は教育・訓練を受けたことの記録を提示すること。

(5) 協力団体関係(市役所・施設内を使用する団体)

- ・ 市職員の環境保全活動にならない行動すること。
- ・ 環境に配慮した物品等を使用すること。
- ・ 省資源、省エネルギー、リサイクルに配慮すること。
- ・ 環境汚染の防止に努めること。

5 伝達手順

上記4の要請項目の伝達手順については、次に示す部署の課長が環境保全と改善に関する要請書(様式第1)又はこれに準拠した書面に環境方針及び必要に応じより詳細な手順書等を添付して伝達する。

- (1) 工事請負先・単価契約物品調達先ともに佐賀市指名業者には契約検査課
- (2) 指名業者以外と委託契約等を行なう場合については契約担当課
- (3) 協力団体には関与する課

6 記録及び報告

- (1) 課長は、環境保全と改善に関する要請書等により環境保全活動要請を行った場合には、10日以内に環境保全等要請に関する報告書(様式第2、以下「報告書」という。)に記録し、翌年度4月10日までに部長に提出する。
- (2) 部長は、提出された報告書について確認する。

様式第 1

環境保全と改善に関する要請書

年 月 日

様

佐賀市長 氏 名 ㊟

環境保全と改善に関する活動を次のとおり要請します。

記

	環境方針	別紙のとおり
要 請 項 目	工事請負関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境、建設関係法令を遵守し、工事に伴う公害の防止に努めること。 ・ 騒音、振動、粉塵を抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため、低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械を優先的に採用すること。 ・ 作業内容等の近隣への周知及び苦情に対する適切な措置に努めること。
	単価契約物品 調達関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境や人の健康に影響を及ぼす物質の使用及び放出が削減されていること。 ・ 生産から使用、廃棄までのトータルで、資源やエネルギーの消費が少ないこと。 ・ リユース又はリサイクルが可能であること、あるいは処理・処分しやすいこと。 ・ 再生材や再使用部品を多く使用していること。 ・ エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが表示されていること。
	委託業務関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した物品等を使用すること。 ・ 省資源、省エネルギー、リサイクルに配慮すること。 ・ 環境汚染の防止に努めること。
	協力団体関係 (市役所・施設内 の委託業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の環境保全活動にならい行動すること。 ・ 作業手順を遵守すること。 ・ 緊急事態が想定される作業に従事する者への訓練等を実施すること。 ・ 業務を行う上で要求される知識及び技能、資格等を従業員に確実に取得させること。また、これらを有することを証する書面又は教育・訓練を受けたことの記録を提示すること。
	協力団体関係 (市役所・施設等 を使用する団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の環境保全活動にならい行動すること。 ・ 環境に配慮した物品等を使用すること。 ・ 省資源、省エネルギー、リサイクルに配慮すること。 ・ 環境汚染の防止に努めること。

